

関西学生馬術連盟



関西学生馬術連盟大会規定

平成30年2月12日

目次

1	関西学生馬術スプリングトライ規定	2 頁
2	全関西学生馬術大会規定	4 頁
3	関西学生新人馬術大会規定	8 頁
4	関西学生賞典総合馬術大会規定	11 頁
5	関西学生賞典障害馬術大会規定	13 頁
6	関西学生賞典馬場馬術大会規定	15 頁
7	関西学生馬術選手権大会規定	17 頁
8	関西学生馬術女子選手権大会規定	19 頁
9	学生馬術東西対抗競技会規定	21 頁
10	関西学生複合馬術大会規定	23 頁
11	関西学生自馬馬術大会規定	25 頁

1 関西学生馬術スプリングトライ規定

第1条 (趣旨)

この規定は、関西学生馬術スプリングトライに関する必要な事項を定める。

第2条 (競技会規程)

本大会は、国際馬術連盟制定の諸規程、日本馬術連盟制定の諸規程及び関西学生馬術連盟競技会規程に準拠して運営される。

第3条 (参加資格)

参加資格は、関西学生馬術連盟競技会規程第12条に規定する要件を満たさなければならない。但し、指導者騎乗のオープン参加も認める。

第4条 (出場制限)

- ① 同一選手による出場は、各競技種目とも2回限りとする。
- ② 同一馬匹の同一競技への出場は、馬場馬術競技は2回限り、障害飛越競技は3回限りとする。
- ③ 騎乗者資格（日本馬術連盟B級以上及び全日本学生馬術連盟SA級）保持者は、Lクラス障害飛越競技A以外に出場する際にはオープン参加とする。SA級馬場限定者は、ノービス馬場馬術競技に出場する場合オープン参加とする。

第5条 (競技種目)

- ① 競技種目は、次に掲げる種目とする。
 - 1 ノービス障害飛越競技
 - 2 Lクラス障害飛越競技C
 - 3 Lクラス障害飛越競技A
 - 4 ノービス馬場馬術競技
- ② 障害飛越競技の経路レベル、及びノービス馬場馬術競技に使用する馬場馬術課目は、理事会において定める。
- ③ 障害飛越競技における経路の参考レベルは次の表の通りとする。

	高さ	幅	障害数
ノービス障害飛越競技	60cm以下	80cm以内	8～10
Lクラス障害飛越競技C	80cm以下	90cm以内	9～11
Lクラス障害飛越競技A	100cm以下	110cm以内	9～12

第6条 （個人成績）

各競技種目とも個人10位までを入賞とする。

第7条 （団体成績）

団体表彰は行わない。

第8条 （その他）

- ① その他必要な事項については、別に定める関西学生馬術スプリングトライ実施要項による。
- ② この規定及び関西学生馬術スプリングトライ実施要項に規定するもののほか、その他重要な疑義が生じた場合は、その都度大会実行委員会が協議を行い措置する。

第9条 （最新の改正）

この規定は平成30年2月11日改正する。

2 全関西学生馬術大会規定

第1条 (趣旨)

この規定は、全関西学生馬術大会に関する必要な事項を定める。

第2条 (競技会規程)

本大会は、国際馬術連盟制定の諸規程、日本馬術連盟制定の諸規程及び関西学生馬術連盟競技会規程に準拠して運営される。

第3条 (参加資格)

- ① 参加資格は、関西学生馬術連盟競技会規程第12条に規定する事項を満たさなければならない。但し、次条第7項の種目については、選手の所属によらず、日本馬術連盟B級騎乗者資格を保持することとする。
- ② 本連盟所属以外の騎乗馬についても日本馬術連盟に登録されていることとする。

第4条 (出場制限)

- ① 同一馬匹の出場は、1競技種目につき1回限りとする。
- ② 前項の規定に関わらず、Mクラス障害飛越競技DとMクラス障害飛越競技Cについて、1馬匹はいずれか1競技種目にのみ出場できる。
- ③ 第1項の規定に関わらず、前項に掲げる2競技種目のうちいずれか1競技種目をあらかじめオープン参加としてエントリーする場合には同一馬匹の重複出場を認める。
- ④ 第1項の規定に関わらず、Mクラス障害飛越競技B・IとMクラス障害飛越競技B・IIについて、1馬匹はいずれか1競技種目にのみ出場できる。
- ⑤ 第1項の規定に関わらず、馬場馬術競技Aと馬場馬術競技Bと複合馬術競技について1馬匹はいずれか1競技種目にのみ出場できる。
- ⑥ 同一選手による出場は、1競技種目2馬匹までとする。但し、Mクラス障害飛越競技B・IとMクラス障害飛越競技B・IIは合わせて2馬匹までとする。
- ⑦ 複合馬術競技の馬場馬術に出場できる人馬の数は15人馬までとし、複合馬術競技にエントリーした人馬の中で、障害飛越を完走した同一人馬の上位から選ぶものとする。
- ⑧ Lクラス障害飛越競技Bに出場する選手は、Mクラス障害飛越競技D、Mクラス障害飛越競技C、Mクラス障害飛越競技B・I、Mクラス障害飛越競技B・II、及び複合馬術競技に出場していない選手とする。但し、Lクラス障害飛越競技B及び関西学生新人馬術大会の障害飛越競技にのみ使用する馬匹については、この制限を加えないものとする。
- ⑨ 馬場馬術競技Bに出場する選手は、馬場馬術競技A、複合馬術競技に出場していない

選手とする。

第5条 （競技種目）

- ① 競技種目は、次に掲げる種目とする。但し第2号及び第9号の競技種目に関しては日程の都合上、実施しないことがある。実施に関しては理事会において定める。
 - 1 馬場馬術競技A
 - 2 馬場馬術競技B（Aより難度が低い馬場課目）
 - 3 複合馬術競技
 - 4 Lクラス障害飛越競技A
 - 5 Mクラス障害飛越競技D
 - 6 Mクラス障害飛越競技C
 - 7 Mクラス障害飛越競技B・I
 - 8 Mクラス障害飛越競技B・II
 - 9 Lクラス障害飛越競技B
- ② 馬場馬術競技Aに使用する馬場馬術課目、馬場馬術競技Bに使用する馬場馬術課目、及び複合馬術競技に使用する馬場馬術課目は、理事会において定める。また、障害飛越競技の経路レベルについても、理事会において定める。
- ③ Mクラス障害飛越競技B・Iについては公認競技会の認定種目とするため、日本馬術盟公認障害競技会規程を適用する。
- ④ Lクラス障害飛越競技A、Lクラス障害飛越競技Bについては3反抗失権とする。
- ⑤ 障害飛越競技における障害経路の参考レベルは次の表の通りとする。ただしMクラス障害B・I、Mクラス障害B・IIは同一レベルとする。

	高さ	幅	障害数
Lクラス障害飛越競技B	90cm以下	100cm以内	8～10
Lクラス障害飛越競技A	100cm以下	110cm以内	9～12
複合馬術競技・障害	110cm以下	120cm以内	9～11
Mクラス障害飛越競技D	110cm以下	120cm以内	9～12
Mクラス障害飛越競技C	120cm以下	130cm以内	9～12
Mクラス障害飛越競技B	130cm以下	140cm以内	11～13

第6条 （Lクラス障害飛越競技Aの団体順位決定法）

- ① 1チームは3選手以上5選手以下とし、各チームで上位3頭の合計減点により、順位を決定する。但し、同減点の場合は上位3頭の合計走行時間が短いチームを上位とする。合計走行時間も同一の場合は同順位とする。
- ② 同一チームにおいて2馬匹で出場した選手については、上位の成績のみ団体成績対

象とする。

第7条 (複合馬術競技の順位決定方法)

- ① 複合馬術競技での減点算出方法は、国際馬術連盟総合馬術規程に従う。
- ② 同点の場合は、障害飛越の減点の少ない者を上位とする。減点が同点の場合は、走行タイムが早い者を上位とする。それでも同じ場合は、馬場馬術における総合観察点の合計が高い者を上位とする。総合観察点の合計まで同点となった場合は同順位とする。

第8条 (Mクラス障害飛越競技Bの順位決定方法)

Mクラス障害飛越競技B・II は単独の順位決定はせず、Mクラス障害飛越競技B・II の成績とMクラス障害飛越競技B・I に出場した学生選手の成績とを合わせて順位を決定する。

第9条 (団体総合成績)

- ① 団体総合順位は、大学別順位得点合計によるものとする。但し、同点の場合は上位順位別得点の数が多い大学を上位とする。
- ② 団体総合成績の対象競技種目は、第4条第1項に規定する種目とする。但し、Lクラス障害飛越競技Aについては、団体成績を団体総合成績対象とする。Mクラス障害飛越競技B・I とMクラス障害飛越競技B・II は、2競技の学生選手の成績から決定したMクラス障害飛越競技Bの順位により得点を与える。
- ③ 各競技の上位選手に対し、その順位に応じて次の表の得点を与える。

順位	1	2	3	4	5	6
得点	10	8	6	4	2	1

- ④ 馬場馬術競技BおよびLクラス障害飛越競技Bについては、次の表の得点とする

順位	1	2	3	4	5	6
得点	6	5	4	3	2	1

- ⑤ 同一種目に2馬匹で出場した選手については、上位の成績のみ団体総合成績の対象とする。
- ⑥ Lクラス障害飛越競技Aに2チーム以上で参加した大学については、上位成績のみ団体総合成績の対象とする。

第10条 (その他)

- ① その他必要な事項については、別に定める全関西学生馬術大会実施要項による。
- ② この規定及び全関西学生馬術大会実施要項に規定するもののほか、その他重要な疑

義が生じた場合は、その都度大会実行委員会が協議を行い措置する。

第 1 1 条 （最新の改正）

この規定は平成 3 0 年 2 月 1 1 日改正する。

3 関西学生新人馬術大会規定

第1条 (趣旨)

この規定は、関西学生新人馬術大会に関する必要な事項を定める。

第2条 (競技会規程)

本大会は、国際馬術連盟制定の諸規程、日本馬術連盟制定の諸規程及び関西学生馬術連盟競技会規程に準拠して運営される。

第3条 (参加資格)

参加資格は、次の通りとする。

- 1 関西学生馬術連盟競技会規程第12条に規定する要件を満たすこと
- 2 現所属馬術部入部後、関西学生馬術連盟主催競技会に出場経験のない選手であること。但し、関西学生馬術スプリングトライ出場経験及び関西学生自馬馬術大会出場経験は例外とする。

第4条 (出場制限)

- ① 本大会に出場する選手は、併催される全関西学生馬術大会の全競技種目には出場できない。
- ② 同一馬匹の出場は、馬場馬術競技は2回限り、障害飛越競技は3回限りとする。
- ③ 同一選手による出場は、各競技とも1回限りとする。

第5条 (競技種目)

- ① 競技種目は、次に掲げる種目とする。
 - 1 新人馬場馬術競技
 - 2 新人障害飛越競技
- ② 新人馬場馬術競技に使用する馬場馬術課目は、理事会において定める。新人障害飛越競技の経路レベルについても、理事会において定める。
- ③ 障害飛越競技における障害経路の参考レベルは次の表の通りとする。

高さ	幅	障害数
80cm以下	90cm以内	9～12

第6条 (個人成績)

各競技種目とも10位までを入賞として表彰する。

第7条 （馬場団体成績）

- ① 馬場団体順位は新人馬場馬術競技を対象とし、各大学の上位3選手の順位別得点の合計によるものとする。同点の場合は、個人成績の上位者を含む大学を上位とする。
- ② 馬場馬術競技の上位選手に対し、その順位に応じて次の表の得点を与える。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8
得点	20	17	14	12	11	10	9	8
順位	9	10	11	12	13	14	15	
得点	7	6	5	4	3	2	1	

- ③ 同一馬匹の複数出場については、最上位の選手にのみ順位点を与える。
- ④ 馬場団体成績を認めるのは、異なる3頭の馬匹が出場している場合とする。

第8条 （障害団体成績）

- ① 障害団体順位は新人障害飛越競技を対象とし、各大学の上位3選手の順位別得点の合計によるものとする。同点の場合は、個人成績の上位者を含む大学を上位とする。
- ② 障害飛越競技の上位選手に対し、その順位に応じて次の表の得点を与える。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8
得点	20	17	14	12	11	10	9	8
順位	9	10	11	12	13	14	15	
得点	7	6	5	4	3	2	1	

- ③ 同一馬匹の複数出場については、最上位の選手にのみ順位点を与える。
- ④ 障害団体成績を認めるのは、異なる3頭の馬匹が出場し、1頭以上完走している場合とする。

第9条 （団体総合成績）

- ① 団体総合順位は、各大学の馬場団体成績と障害団体成績の順位合計が少ないものを上位とする。同点の場合は、各団体成績を決める際に求めた順位点合計の2競技分の総計の多い大学を上位とする。
- ② 団体総合成績を認めるのは、2競技に団体参加している大学とする。

第10条 （その他）

- ① その他必要な事項については、別に定める関西学生新人馬術大会実施要項による。
- ② この規定及び関西学生新人馬術大会実施要項に規定するもののほか、その他重要な疑義が生じた場合は、その都度大会実行委員会が協議を行い措置する。

第 1 1 条 （最新の改正）

この規定は平成 3 0 年 2 月 1 1 日改正する。

4 関西学生賞典総合馬術大会規定

第1条 (趣旨)

この規定は、関西学生賞典総合馬術大会に関する必要な事項を定める。

第2条 (競技会規程)

本大会は、国際馬術連盟制定の諸規程、日本馬術連盟制定の諸規程及び関西学生馬術連盟競技会規程に準拠して運営される。

第3条 (参加資格)

- ① 参加資格は、関西学生馬術連盟競技会規程第12条に規定する事項を満たさなければならない。
- ② 馬場馬術競技、クロスカントリー競技または障害飛越競技のいずれかにおいて失権した人馬は、それ以降の審査に出場することはできない。但し、オープン参加は認める。

第4条 (出場制限)

- ① 同一馬匹の出場は、1競技種目1回限りとする。
- ② 同一選手による騎乗は、1競技種目2馬匹までとする。

第5条 (競技種目)

- ① 競技種目は、学生賞典総合馬術競技（馬場馬術競技、クロスカントリー競技、障害飛越競技）とする。
- ② 前項に規定する馬場馬術競技に使用する課目・クロスカントリー競技及び障害飛越競技のレベルは、理事会において定める。
- ③ クロスカントリー競技における参考レベルは次の表の通りとする。

分速	経路全長	障害数
450m～500m	1500～3500m	15～25

- ④ 障害飛越競技における障害経路の参考レベルは次の表の通りとする。

高さ	幅	障害数
110cm以下	120cm以内	10～12

第6条 (個人成績)

- ① 個人成績は、国際馬術連盟総合馬術規程の減点算出法に基づく総減点により順位を決定する。
- ② 同減点の場合は、クロスカントリー競技の減点が少ない選手を上位とする。さらに同

減点の場合にはクロスカントリー競技の走行時間が規定時間に近い者を上位とする。

第7条 （団体成績）

- ① 団体成績は、各大学上位3選手の合計減点により、順位を決定する。但し、同点の場合には、団体を構成する上位3選手の順位合計数により、順位を決定する。
- ② 2馬匹で出場した選手については、上位の成績のみ団体成績の対象とする。
- ③ 失権した選手の失権減点は、1000点とする。
- ④ 団体成績を認めるのは3人以上の選手が出場し、少なくとも1頭が完走している場合とする。

第8条 （その他）

- ① その他必要な事項については、別に定める関西学生賞典総合馬術大会実施要項による。
- ② この規定及び関西学生賞典総合馬術大会実施要項に規定するもののほか、その他重要な疑義が生じた場合は、その都度大会実行委員会が協議を行い措置する。

第9条 （最新の改正）

この規定は平成30年2月11日改正する。

5 関西学生賞典障害馬術大会規定

第1条 (趣旨)

この規定は、関西学生賞典障害馬術大会に関する必要な事項を定める。

第2条 (競技会規程)

本大会は、国際馬術連盟制定の諸規程、日本馬術連盟制定の諸規程及び関西学生馬術連盟競技会規程に準拠して運営される。

第3条 (参加資格)

- ① 参加資格は、関西学生馬術連盟競技会規程第12条に規定する事項を満たさなければならない。
- ② 第1回走行で失権した馬匹は第2回走行に出場できるが、第1回走行前に棄権した馬匹は第2回走行に出場できない。

第4条 (出場制限)

- ① 同一馬匹の出場は、1競技種目1回限りとする。
- ② 同一選手による騎乗は、1競技種目2馬匹までとする。

第5条 (競技種目)

- ① 競技種目は、学生賞典障害飛越競技とする。
- ② 前項に規定する障害飛越競技の経路レベルは、理事会において定める。
- ③ 障害飛越競技における障害経路の参考レベルは次の表の通りとする。

高さ	幅	障害数
130cm以下	140cm以内	12～13

第6条 (個人成績)

- ① 個人成績は、原則、二回走行の合計減点により順位を決定する。
- ② 1位が同減点の場合には、基準表Aのジャンプオフにより順位を決定する。それ以下の順位は合計所要時間により決定する。

第7条 (団体成績)

- ① 団体成績は、各走行における各大学上位3選手の合計減点の総和により、順位を決定する。同点の場合は合計走行時間が短い大学を上位とする。合計走行時間も同一の場合は同順位とする。
- ② 2馬匹で出場した選手については、上位の成績のみ団体成績の対象とする。

- ③ 各走行で失権した選手の失権減点は、500点とする。
- ④ 団体成績を認めるのは3人以上の選手が出場し、2回の走行のうち少なくとも1頭が完走している場合とする。

第8条 （その他）

- ① その他必要な事項については、別に定める関西学生賞典障害馬術大会実施要項による。
- ② この規定及び関西学生障害馬術大会実施要項に規定するもののほか、その他重要な疑義が生じた場合は、その都度大会実行委員会が協議を行い措置する。

第9条 （最新の改正）

この規定は平成30年2月11日改正する。

6 関西学生賞典馬場馬術大会規定

第1条 (趣旨)

この規定は、関西学生賞典馬場馬術大会に関する必要な事項を定める。

第2条 (競技会規程)

本大会は、国際馬術連盟制定の諸規程、日本馬術連盟制定の諸規程及び関西学生馬術連盟競技会規程に準拠して運営される。

第3条 (参加資格)

参加資格は、関西学生馬術連盟競技会規程第12条に規定する事項を満たさなければならない。

第4条 (出場制限)

- ① 同一馬匹の出場は、1回限りとする。
- ② 同一選手による騎乗は、2馬匹までとする。

第5条 (競技種目)

- ① 競技種目は、学生賞典馬場馬術競技とする。
- ② 前項で規定する学生賞典馬場馬術競技に使用する馬場馬術課目は、理事会において定める。

第6条 (個人成績)

個人成績は、得点率により順位を決定する。

第7条 (団体成績)

- ① 団体成績は、学生賞典馬場馬術競技の各大学上位3選手の合計得点率により、順位を決定する。
- ② 同点の場合は第3位の選手の個人成績が上位である団体を上位とする。
- ③ 第3位の選手の個人成績が同一である場合は、第2位の選手の個人成績が上位である団体を上位とする。
- ④ 第2位の選手の個人成績も同一である場合は第1位の選手の個人成績が上位である団体を上位とする。
- ⑤ 第1位の選手の個人成績も同一である場合は、同順位とする。
- ⑥ 2馬匹で出場した選手については、上位の成績のみ団体成績の対象とする。
- ⑦ 失権した選手の得点は、0点とする。

第8条 （その他）

- ① その他必要な事項については、別に定める関西学生賞典馬場馬術大会実施要項による。
- ② この規定及び関西学生賞典馬場馬術大会実施要項に規定するもののほか、その他重要な疑義が生じた場合は、その都度大会実行委員会が協議を行い措置する。

第9条 （最新の改正）

この規定は平成30年2月11日改正する。

7 関西学生馬術選手権大会規定

第1条 (趣旨)

この規定は、関西学生馬術選手権大会に関する必要な事項を定める。

第2条 (競技会規程)

本大会は、国際馬術連盟制定の諸規程、日本馬術連盟制定の諸規程及び関西学生馬術連盟競技会規程に準拠して運営される。但し、障害の減点および複合競技の減点計算に関しては、全日本学生馬術連盟規程を適用する。

第3条 (参加資格)

参加資格は、関西学生馬術連盟競技会規程第12条に規定する事項を満たさなければならない。

第4条 (出場制限)

- ① 選手が所属する大学において、関西学生馬術選手権大会及び関西学生馬術女子選手権大会にエントリーした選手数あたりの所定数の馬匹を提供できることを要する。
- ② 女子選手は、関西学生馬術女子選手権大会に重複して出場することはできない。

第5条 (競技種目)

- ① 競技種目は、貸与馬による個人戦（部班審査、馬場馬術及び障害飛越）とする。
- ② 部班審査の実施要領、馬場馬術競技に使用する課目及び障害飛越競技の経路レベルは、別途理事会において定める。
- ③ 障害飛越競技における障害経路の参考レベルは次の表の通りとする。

高さ	幅	障害数
110cm以下	120cm以内	10～12

第6条 (出場順)

出場選手の騎乗する馬匹及び出場順は抽選により決定する。

第7条 (競技形式)

競技の形式は以下の通りとする。

1 予選（部班）

出場選手を同一馬匹に騎乗する数名のグループに分けて部班競技を行い、同一馬匹毎の上位成績者に対し準々決勝戦出場の権利を与える。準々決勝戦は12選手で行うため、同一馬匹毎の上位成績者数が12に満たない場合には、次席の成績者間で

決定する。なお、前年度の本大会で3位までに入賞した選手がエントリーした場合には、その選手は部班による予選競技を免除される。

2 準々決勝戦（馬場馬術競技）

予選通過及び部班免除の計12選手を同一馬匹に騎乗する4ブロックに分けて馬場馬術競技を行い、各ブロック上位1選手、計4選手に準決勝出場の権利を与える。

3 準決勝戦（馬場馬術競技及び障害飛越競技）

準々決勝通過4選手を同一馬匹に騎乗する2ブロックに分け、馬場馬術競技と障害飛越競技を行い、2競技の合計点数により順位を決定し、各ブロック上位選手、計2選手に決勝戦出場の権利を与える。同点者が出た場合は、馬場馬術の得点が多い選手を上位とする。

4 決勝戦（障害飛越競技 1鞍騎乗）

準決勝通過2選手が同一馬匹に騎乗して障害飛越競技を行い、減点により順位を決定する。

第8条 （全日本学生馬術選手権大会への参加資格）

本大会における上位選手には、当該年度の全日本学生馬術選手権大会への出場権利が与えられる。その数は、当該年度の全日本学生馬術連盟理事会にて決定された数とする。

第9条 （学生馬術東西対抗競技会への参加資格）

本大会における上位4選手には、当該年度の学生馬術東西対抗競技会への出場権利が与えられる。但し、学生馬術東西対抗競技会の時期によっては、別途理事会で選考を行う。

第10条 （その他）

- ① その他必要な事項については、別に定める関西学生馬術選手権大会実施要項による。
- ② この規定及び関西学生馬術選手権大会実施要項に規定するもののほか、その他重要な疑義が生じた場合には、その都度大会実行委員会が協議を行い措置する。

第11条 （最新の改正）

この規定は平成30年2月11日改正する。

8 関西学生馬術女子選手権大会規定

第1条 (趣旨)

この規定は、関西学生馬術女子選手権大会に関する必要な事項を定める。

第2条 (競技会規程)

本大会は、国際馬術連盟制定の諸規程、日本馬術連盟制定の諸規程及び関西学生馬術連盟競技会規程に準拠して運営される。但し、障害の減点および複合競技の減点計算に関しては、全日本学生馬術連盟規程を適用する。

第3条 (参加資格)

参加資格は、関西学生馬術連盟競技会規程第12条に規定する事項を満たし、かつ女子に限る。

第4条 (出場制限)

- ① 選手が所属する大学において、関西学生馬術選手権大会及び関西学生馬術女子選手権大会にエントリーした選手数あたりの所定数の馬匹を提供できることを要する。
- ② 選手は、関西学生馬術選手権大会に重複して出場することはできない。

第5条 (競技種目)

- ① 競技種目は、貸与馬による個人戦（部班審査、馬場馬術及び障害飛越）とする。
- ② 部班審査の実施要領、馬場馬術競技に使用する課目及び障害飛越競技の経路レベルは、別途理事会において定める。
- ③ 障害飛越競技における障害経路の参考レベルは次の表の通りとする。

高さ	幅	障害数
1 0 0 c m以下	1 1 0 c m以内	1 0 ～ 1 2

第6条 (出場順)

出場選手の騎乗する馬匹及び出場順は抽選により決定する。

第7条 (競技形式)

競技の形式は以下の通りとする。

1 予選 (部班)

出場選手を同一馬匹に騎乗する数名のグループに分けて部班競技を行い、同一馬匹

毎の上位成績者に対し準々決勝戦出場の権利を与える。準々決勝戦は12名で行うので、同一馬匹毎の上位成績者数が12名に満たない場合には、次席の成績者間で決定する。なお、前年度の本大会で3位までに入賞した選手がエントリーした場合には、その選手は部班による予選競技を免除される。

2 準々決勝戦（馬場馬術競技）

予選通過及び部班免除の計12選手を同一馬匹に騎乗する4ブロックに分けて馬場馬術競技を行い、各ブロック上位1選手、計4選手に準決勝出場の権利を与える。

3 準決勝戦（馬場馬術競技及び障害飛越競技）

予選通過及び部班免除の計4選手を同一馬匹に騎乗する2ブロックに分け、馬場馬術競技と障害飛越競技を行う。2競技の合計点数により順位を決定し、各ブロック上位1選手、計2選手に決勝戦出場の権利を与える。同点者が出た場合は、馬場馬術の得点が多い選手を上位とする。

4 決勝戦（障害飛越競技 1鞍騎乗）

準決勝通過2選手が同一の馬匹に騎乗して障害飛越競技を行い、減点により順位を決定する。

第8条 （全日本学生馬術女子選手権大会への参加資格）

本大会における上位選手には、当該年度の全日本学生馬術女子選手権大会への出場権利が与えられる。その数は、当該年度の全日本学生馬術連盟理事会にて決定された数とする。

第9条 （学生馬術東西対抗競技会への参加資格）

本大会における上位2選手には、当該年度の学生馬術東西対抗競技会への出場権利が与えられる。但し、学生馬術東西対抗競技会の時期によっては、別途理事会で選考を行う。

第10条 （その他）

- ① その他必要な事項については、別に定める関西学生馬術女子選手権大会実施要項による。
- ② この規定及び関西学生馬術女子選手権大会実施要項に規定するもののほか、その他重要な疑義が生じた場合には、その都度大会実行委員会が協議を行い措置する。

第11条 （最新の改正）

この規定は平成28年2月11日改正する。

9 学生馬術東西対抗競技会規定

第1条 (趣旨)

この規定は、学生馬術東西対抗競技会に関する必要な事項を定める。

第2条 (競技会規程)

本大会は、国際馬術連盟制定の諸規程、日本馬術連盟制定の諸規程及び関西学生馬術連盟競技会規程に準拠して運営される。特に、順位決定方法を除いて日本馬術連盟競技会規定(団体障害飛越競技)に基づいて行う。

第3条 (参加資格)

関東学生馬術協会及び関西学生馬術連盟がそれぞれ選考した男子4名、女子2名、計6名の代表選手により障害飛越競技を行う。

第4条 (競技種目)

- ① 競技種目は、貸与馬形式による障害飛越競技とする。
- ② 前項第1号に規定する障害飛越競技の経路レベルは、理事会において定める。
- ③ 障害経路の参考レベルは次の表の通りとする。

高さ	幅	障害数
1 0 0 c m以下	1 1 0 c m以内	1 0 ～ 1 2

第5条 (競技形式及び順位決定)

- ① 競技形式及び順位決定は以下の通りとする。
- ② 同一馬匹に東西両チーム各1名が騎乗し、成績上位の選手に勝ち点を与える。
- ③ 減点については日本馬術連盟競技会規程に従う。
- ④ 同一馬匹に騎乗した選手間の対戦において同減点の場合は、下記の通り決定する。
 - 1 走行時間の少ない選手を上位とする。
 - 2 両選手ともに失権の場合は、団体障害飛越競技の残障害計算で減点数算出し、減点数の少ない選手を上位とする。
 - 3 前2号によっても、なお勝敗を決定できない場合は引き分けとする。
- ⑤ 各チームの勝ち点の合計により、勝敗を決定する。勝ち点が同数の場合は下記の通り決定する。
 - 1 総減点の少ない団体を上位とする。
 - 2 総減点が同じ場合は、総所要時間の少ないチームを上位とする。
 - 3 総所要時間も同じ場合は、減点0の多いチームを上位とする。

- ⑥ 減点 0 の選手が同数、またはいずれのチームにもいない場合は、最短所要時間または最少減点の選手の所属するチームを上位とする。

第 6 条 （その他）

- ① その他必要な事項については、別に定める学生馬術東西対抗競技会実施要項による。
- ② この規定及び学生馬術東西対抗競技会実施要項に規定するもののほか、その他重要な疑義が生じた場合は、その都度大会実行委員会が協議を行い措置する。

第 7 条 （最新の改正）

この規定は平成 2 8 年 2 月 1 1 日改正する。

10 関西学生複合馬術大会規定

第1条 （趣旨）

この規定は、関西学生複合馬術大会に関する必要な事項を定める。

第2条 （競技会規程）

本大会は、国際馬術連盟制定の諸規定、日本馬術連盟制定の諸規定及び関西学生馬術連盟競技会規程に準拠して運営される。

第3条 （参加資格）

- ① 参加資格は、関西学生馬術連盟競技会規程第12条に規定する事項を満たさなければならない。
- ② 同年度の関西学生賞典総合馬術大会に出場する人馬は出場することはできない。但し、オープン参加は認める。
- ③ 複合馬術競技において馬場馬術競技において失権した人馬は、障害飛越競技には出場できない。但し、オープン参加は認める。

第4条 （出場制限）

- ① 同一馬匹の出場は、1競技種目2回限りとする。
- ② 同一選手による出場は、1競技種目2馬匹までとする。
- ③ 複合馬術競技出場選手は、馬場馬術競技A及びB並びに障害飛越競技A及びBには出場できない。
- ④ 馬場馬術競技について、同一選手は馬場馬術競技A及びBのうちで、いずれか1競技種目にのみ出場できる。
- ⑤ 障害飛越競技について、同一選手は障害飛越競技A及びBのうちで、いずれか1競技種目にのみ出場できる。

第5条 （競技種目）

- ① 競技種目は、次に掲げる種目とする。
 - 1 複合馬術競技
 - 2 馬場馬術競技A
 - 3 馬場馬術競技B（Aより難度が低い馬場課目）
 - 4 障害飛越競技A
 - 5 障害飛越競技B（Aより高さが低い障害種目）
- ② 馬場馬術競技に使用する課目、及び障害飛越競技の経路レベルは、理事会において定める。

- ③ 障害飛越競技における障害経路の参考レベルは次の表の通りとする。

	高さ	幅	障害数
複合馬術競技	1 0 0 c m以下	1 1 0 c m以内	9 ～ 1 2
障害飛越競技A	1 0 0 c m以下	1 1 0 c m以内	9 ～ 1 2
障害飛越競技B	8 0 c m以下	9 0 c m以内	8 ～ 1 0

第6条 （団体総合成績）

- ① 団体総合順位は、大学別順位得点合計によるものとする。同点の場合は、複合馬術競技の得点の数が大きい大学を上位とする。
- ② 団体総合成績の対象競技種目は、第4条第1項に規定する種目とする。
- ③ 複合馬術競技の上位選手に対し、その順位に応じ次の表の得点を与える。

順位	1	2	3	4	5	6
得点	12	10	8	6	4	2

- ④ 馬場馬術競技A及び障害飛越競技Aの上位選手に対し、その順位に応じ次の表の得点を与える。

順位	1	2	3	4	5	6
得点	8	6.5	5.5	4	2.5	1.5

- ⑤ 馬場馬術競技B及び障害飛越競技Bの上位選手に対し、その順位に応じ次の表の得点を与える。

順位	1	2	3	4	5	6
得点	6	5	4	3	2	1

- ⑥ 同一種目に2馬匹で出場した選手については、上位の成績のみ団体総合成績対象とする。
- ⑦ 同一種目に2回出場した馬匹については、上位の成績のみ団体総合成績対象とする。

第7条 （その他）

- ① その他必要な事項については、別に定める関西学生複合馬術大会実施要項による。
- ② この規定及び関西学生複合馬術大会実施要項に規定するもののほか、その他重要な疑義が生じた場合は、その都度大会実行委員会が協議を行い措置する。

第8条 （最新の改正）

この規定は平成30年2月11日改正する。

1 1 関西学生自馬馬術大会規定

第1条 (趣旨)

この規定は、関西学生自馬馬術大会に関する必要な事項を定める。

第2条 (競技会規程)

本大会は、国際馬術連盟制定の諸規程、日本馬術連盟制定の諸規程及び関西学生馬術連盟競技会規程に準拠して運営される。

第3条 (参加資格)

- ① 参加資格は、関西学生馬術連盟競技会規程第12条に規定する事項を満たさなければならない。
- ② 同年度の関西学生賞典総合馬術大会・関西学生賞典馬場馬術大会及び関西学生賞典障害馬術大会にエントリーした選手は、同競技会に出場することはできない。但し、オープン参加は認める。

第4条 (競技種目)

- ① 競技種目は、次に掲げる種目とする。
 - 1 馬場馬術競技A
 - 2 馬場馬術競技B (Aより難度が低い馬場課目)
 - 3 馬場馬術競技C (Bより難度が低い馬場課目)
 - 4 障害飛越競技A
 - 5 障害飛越競技B (Aより高さが低い障害種目)
 - 6 障害飛越競技C (Bより高さが低い障害種目)
 - 7 ジムカーナ競技
- ② 前項第1号に規定する馬場馬術競技に使用する課目、及び障害飛越競技の経路レベルは、理事会において定める。
- ③ 障害飛越競技における障害経路の参考レベルは次の表の通りとする。

	高さ	幅	障害数
障害飛越競技A	1 1 0 c m以下	1 2 0 c m以内	9 ~ 1 2
障害飛越競技B	1 0 0 c m以下	1 1 0 c m以内	9 ~ 1 2
障害飛越競技C	8 0 c m以下	9 0 c m以内	8 ~ 1 0

第5条 (出場制限)

- ① 同一馬匹の出場は、1 競技種目 2 回限りとする。
- ② 同一選手による出場は、1 競技種目 2 馬匹までとする。

- ③ 馬場馬術競技について、同一選手は馬場馬術競技A・B及びCのうちで、いずれか1競技種目にのみ出場できる。
- ④ 障害飛越競技について、同一選手は障害飛越競技A・B及びCのうちで、いずれか1競技種目にのみ出場できる。
- ⑤ ジムカーナ競技について、同一選手の出場は1回限りとする。またその他の競技には出場できない。

第6条 (団体総合成績)

- ① 団体総合順位は、大学別順位得点合計によるものとする。
- ② 団体総合成績の対象競技種目は、第4条1項に規定する種目とする。
- ③ 馬場馬術競技A及び障害飛越競技Aの上位選手に対し、その順位に応じ次の表の得点を与える。

順位	1	2	3	4	5	6
得点	10	8.5	6.5	5	3.5	1.5

- ④ 馬場馬術競技B及び障害飛越競技Bの上位選手に対し、その順位に応じ次の表の得点を与える。

順位	1	2	3	4	5	6
得点	8	6.5	5.5	4	2.5	1.5

- ⑤ 馬場馬術競技C及び障害飛越競技Cの上位選手に対し、その順位に応じ次の表の得点を与える。

順位	1	2	3	4	5	6
得点	6	5	4	3	2	1

- ⑥ ジムカーナの上位選手に対し、その順位に応じ次の表の得点を与える。

順位	1	2	3	4	5	6
得点	3	2.5	2	1.5	1	0.5

- ⑦ 同一種目に2馬匹で出場した選手については、上位の成績のみ団体総合成績対象とする。
- ⑧ 同一種目に2回出場した馬匹については、上位の成績のみ団体総合成績対象とする。

第7条 (その他)

- ① その他必要な事項については、別に定める関西学生自馬馬術大会実施要項による。
- ② この規定及び関西学生自馬馬術大会実施要項に規定するもののほか、その他重要な

疑義が生じた場合は、その都度大会実行委員会が協議を行い措置する。

第8条 （最新の改正）

この規定は平成30年2月11日改正する。